

事 務 連 絡
平成 27 年 6 月 1 日

各検査所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室

組換えDNA技術応用食品の安全性審査の手続を経た旨の公表について

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号。以下「審査手続告示」という。）第3条第4項の規定に基づき、下記の組換えDNA技術応用食品について、安全性審査の手続を経た旨を公表したのでお知らせします。

また、下記食品については、審査手続告示第6条の「組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの」に該当することから、厚生労働省のホームページに掲載している「組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの」に該当するとして安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた品種一覧」に追加しましたので、併せてお知らせします。

記

除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統
（申請者 ダウ・ケミカル日本株式会社）

（参考）「組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものでないもの」に該当するとして安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた品種一覧」の URL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071173.pdf>

新開発食品保健対策室

担当：村上・奥村

TEL 03-5253-1111(内線 2458・2456)